

訴 状

事件名:損害賠償請求事件

令和5年4月10日 庄原簡易裁判所 御 中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野 邦 夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

訴訟物の価額他	
訴訟物の価額	金 100,000 円
貼用印紙額	金 1,000 円
予納郵券	金 5,657 円
付 属 書 類	
甲号証写し	4 通
証拠説明書	1 通

記

第一. 請求の趣旨

- 1.被告は原告に対し金 100,000 万円、及び令和 5 年 3 月 28 日から完済に至るまで、年 3 分の割合による金員の支払いをせよ。
- 2.訴訟費用は被告の負担とする。

以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

第二. 請求の原因

- 1.広島地方裁判所三次支部令和 4 年(ワ)第 14 号損害賠償請求事件の第4回口頭弁論期日において加藤弾裁判官は、原告の提出した二件の文書提出命令申立を「必要ありません」と口頭で却下し、その**僅か数分**の後に弁論を終結してしまった。
- 2.同年 3 月 22 日、原告は即時抗告状(甲第 1 号証)を提出し、同年 3 月 27 日に即時抗告理由書(甲第 2 号証)提出した。
- 3 加藤弾裁判官は、同年 3 月 27 日付の却下決定書(甲第 3 号証)を特別送達した。また同日付の事務連絡(甲第 4 号証)で、令和 5 年 4 月 12 日の判決言渡期日を取り消した。
- 4.これらの加藤弾裁判官の裁判行為は、民事訴訟法第 223 条 7 の即時抗告を行う権利を阻害する結果となり、民法 709 条の不法行為を構成する事に疑いの余地はない。**一週間の不変期間**はおろか**僅か数分**では、神ならぬ原告に**即時抗告**が出来る道理がないからである。
- 5.原告は、加藤弾裁判官の裁判行為により、筆舌に尽くしがたがい苦痛を被った。心に受けた傷は深く金銭に換算することは困難であるが、本訴請求は慰藉料の一部を訴求するものである。

★民法第 709 条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

★民事訴訟法第 223 条(文書提出命令等)

裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

・第 332 条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

判 1 五日の期間は短すぎて国民に不能を強いて違憲であるということはない(最決昭 24・7・23 民集三一八一二八一)

☆憲法第 32 条[裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

こ う の く に お
以上原告 高 野 邦 夫